技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、１級土木技術者（平成22年度迄の特別上級、上級、１級技術者も含む）、ＲＣＣＭ（ＲＣＣＭと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ＲＣＣＭと同等の能力を有する技術者とは、ＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

⑸　配置予定管理技術者の業務実績に関する要件　配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した同種業務において１件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：高規格幹線道路における橋梁予備設計

⑹　配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

１）平成24年５月17日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成24年５月17日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

２）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が１）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

①　当該配置管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
②　当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
③　過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
④　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

⑺　技術提案書に関する要件

１）入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

①　実施方針
②　業務実施体制
③　特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

ア）地域性を踏まえた橋種選定の留意点と対策

⑻　業務実施体制に関する要件　競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

・再委託の内容が主たる業務の場合。
・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

⑼　競争参加資格を与えない要件

１）技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

①　技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

⑽　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ａ）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　親会社と子会社の関係にある場合
イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ｂ）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ｃ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ａ）又はｂ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、３⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
②　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。